

令和2年3月24日（火曜日）

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会会議録

令和2年3月24日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦 清人 君

出席委員（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	星喜美男君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 明広君
会計管理者	三浦 清隆君
総務課長	高橋 一清君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵 武久君
総務課上席主幹 兼人事係長	加藤 信男君
総務課主幹兼財政係長	佐々木 一之君

事務局職員出席者

事 務 局 長

三 浦 浩

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

小 野 寛 和

午前10時00分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。

ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会の開会をいたします。

本日は、世の中挙げてコロナウイルスあるいはオリンピック開催等にぎわっておりますけれども、そのような中、皆様方にはお元気な姿で当委員会に出席をいただきありがとうございました。ただいまから委員会を開催いたしますけれども、スムーズな委員会運営に特段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

ただいまより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

なお、当局より町長、副町長、会計管理者、総務課長、総務課長補佐兼総務法令係長、総務課上席主幹兼人事係長、総務課主幹兼財政係長の7名が出席しております。

なお、町長は公務により冒頭のみのお出席となりますことを議長とともに確認し承しておりますので申し添えます。

本日の特別委員会は、前回の委員会から1年が経過しましたが、これまでの間、当該事案に対する処理状況について確認するため開催するものであります。

まず、これまで当委員会の調査として、平成30年8月の委員会設置以降、翌9月に調査の進め方について協議し、その結果に基づいて、同年11月、平成31年2月と3月の3回にわたり調査を行ってまいりました。事案発生の経過、それに対する対応状況、そして町の顧問弁護士への相談状況や町としての民事請求の方針等を確認し、請求の手続を進めるということまで調査がとまっております。冒頭にも申し上げましたように、前回の委員会から1年が経過しましたので、請求手続等に進捗があるか、また今後の見通し等について確認することを目的とした調査にしたいと考えております。

したがいまして、本日の会議の進め方ですが、当局から当該事案に対する処理状況等について説明をいただいた後、各委員より質疑を受けたいと思います。

このように取り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入ります。

消防防災施設災害復旧補助事業等に係る不適正な事務処理事案についてを議題といたします。

冒頭に申し上げましたように、町長が公務により中座いたしますことから、町長から一言お願いいたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。ただいま委員長からお話ありましたように、公務がございまして中座をさせていただきますのでお許しをいただきたいというふうに思っております。

なぜ中座をするかということになりますと、森林の適正な管理ということの森林整備推進協定締結式というのをこの後開催されます。登米市の熊谷市長、それから宮城県の北部森林管理署長等々おいでをいただきまして、書面に協定をするということでございますので、大変申しわけございませんが中座をさせていただきますと思います。

なお、総務課長のほうから説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（菅原辰雄君） ここで、町長の退席を許可いたします。

当局に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おはようございます。

それでは、前回の特別委員会以降における対応等の状況についてをご説明を申し上げさせていただきます。

前回の特別委員会以降における対応につきましては、お手元にお配りさせていただいております資料を参考にごらんいただきたいと思ひます。

①から⑦にわたる先方とのやりとりが計7項目に分けて行われております。そういった内容について1つずつご報告をさせていただきますと思ひます。

初めに①、1点目でございます。4月1日の行為について、相手方からの申し入れとありますが、ここは相手からの申し入れについてであります。平成31年4月1日、相手方から、自身に対する損害賠償請求額やその根拠について文書により示してほしいこと、その後において、弁護士に委任した上で町との協議に応じる考えであること、本件に真摯に受けとめて、訴訟によるまでもなく協議したいと考えていることが申入書として示されたものでございます。

続いて②、2点目でございます。ただいま申し上げました相手からの申し入れに対する町側の回答を行っております。平成31年4月12日、損害賠償請求額の金額について、諸般の事情

を総合的に考慮し、損害額の4分の1に当たる1,928万2,378円とする旨、相手方に対して文書で回答しております。

次に③の分です。町側回答に対する相手からの連絡がございました。令和元年5月7日であります。相手方から、請求額等に関する町側回答文書を受理した旨及び町からの正式な請求があり次第協議したい旨の連絡が文書によりなされたものでございます。

これに対して、4点目、相手方に対する請求を行っております。令和元年5月24日、相手方に対して請求金額を1,928万2,378円、納入期限を令和元年6月28日とする請求書を郵送しております。

それに対して、⑤でございます。相手方弁護士からの連絡がありました。令和元年6月10日、相手方が委任したとする弁護士から、本件の対応について正式に受任した旨の連絡がなされ、あわせて6月28日までには答えを出したい旨が申し添えられていたものであります。

続いて⑥、2回目となる相手弁護士からの連絡がありました。令和元年6月26日、町からの請求を確認した上として、相手方本人としては、請求内容について納得しかねるものの、まずは弁済方法について代理人弁護士により協議したいとする旨の連絡があったものでございます。

これを受けまして、⑦です。6月26日の相手方弁護士による連絡以降のまとめとなりますが、本町代理人弁護士と相手方弁護士により複数回の協議がなされております。この間において、相手方から示された弁済の内容については、請求内容にはほど遠く、かつ最終的な示談成立までは損害賠償債務を認める趣旨ではないといったことが示されており、これを受けて、今般、町において訴えを提起することとしたものでございます。

なお、訴えの提起につきましては議会の議決を要しますことから、近く招集いたします臨時会に付議することとしております。

現在の状況は以上のような状況となっております。

○委員長（菅原辰雄君） 当局からの説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。

なお、質疑に関しましてはただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。星委員。

○星 喜美男委員 請求額をゆっくりもう1回。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） こちらの請求額は1,928万2,378円。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 何点か町のお考えをお伺いしたいんですけれども、資料を見ますと、⑥まで

の内容は大体内容としては理解できたかなと思うんですけども、一番最後ですね、協議を、⑥が9カ月前ですから、そこから9カ月間いろいろ弁護士を介してお互いやりとりをしたけれども折り合いが全然つかないと。こちら側としては1,900万の損害賠償を求めるのが妥当だという判断、前の委員会でもご報告ありましたので、それがいいとか悪いとかという話ではないと思うんですけども、町としてはせざるを得ないという認識だと思うんですね。ただ、相手方はその理由、それと相手側の弁済内容がこちらの請求にはほど遠いというようなお話でした。なぜほど遠いのかというかどれぐらいほど遠いのか、金額の話は言えないのでしたら、納得できないからできないという話なのか、支払い能力といえますか、そういったお互いのその方のご事情の部分なのかはちょっとお伺いしておきたいなということがまず1つですかね。

それから、その後訴えるというようなお話でしたけれども、これは要は司法の場に持ち込むという認識でよいのかどうかお伺いします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現実的に示した金額とは相当な乖離がございまして、先ほどの説明で申し上げましたところの中でもあるんですけども、1つは金額そのもの、請求額そのものへの納得という部分において了とできていないということが1つありますし、あとは実際に向こうで示している金額というのが、ご本人の経済事情の中のもの、その中でこちらの金額に応じられないという意味も含まれるものと思われまして。その上で、こちらが訴えの提起と申し上げておりますのは、裁判の手續をとるというようなことになります。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 わかりました。状況は非常によくわかったと思います。

もう1点だけ確認させていただきたいんですけども、金額の話ではなかなか難しいというようなお話ですけども、私が大事だと思っているところを1つだけお伺いしますが、ご本人はご自分の過失といいますか不適切な事務処理があったということは認めているけれども、こんなに払う必要はあるのだろうかという認識なのか、それとも、そもそもこの責任は自分以外じゃなくてほかのところにももっとあるんじゃないのかというお考えなのか、ご自分のことを認めた上での行動なのか、それもちょっと認められないという認識なのか、そこは微妙なニュアンスですけども、交渉に当たっている担当もしくは弁護士を介してのお話だどのように伝わってきていますでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先方からは、請求書を送ってくださいということ、それから一定程度金額の支払いに既に応じる姿勢での話し合いがされていることなどを踏まえれば、その責任については認識をされているものというふうに理解しております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 では何点かお伺いいたします。

まず、文書によって4月12日、額を決定して送付している。それから、その後だと思いうですけれども、町のほうからご本人の方に弁護士を立ててくださいと言われたということを目にしているんです。それがいつだったのか。弁護士を立ててくださいと言う限りには、町からお願いしたと私的には思いうです。向こうはそういうことをする気もなかったんだけれども、突然弁護士を立ててくださいと言われた。じゃあ町からそう言われたら、その弁護士代というのは町で払うのか。端的疑問ですよ、それは私的にね。言われて頼むと、ただでないですよ、やっぱりね。費用がかかります。そうした場合、費用を町で持つのか。その辺、そちら金額が大きいから弁護士を立ててくださいという意図だったのか、その真意をお伺いします。

それから、この件は本人がやめたくてやめたわけではなく、そう追い込まれた事案だと思いうです。そうした場合、この4月1日から相手に何回面会したのか。弁護士に任せていたのか。一番私心配するのが本人の病気が心配なんですね。そのことによってどういう病気が出たのか、健康でいられるのか、職についたのかということが心配なんですけれども、その辺、わかっている範囲であればお伺いいたします。

それから、先ほどの説明を聞いていますと、やはり弁護士さん、向こうの方の弁護士さんが入ったことによって金額が納得いかないので払えない、金額的に大きいから払われない状況が続いていると。それで町が訴訟を起こすというような話なんですけれども、やはりそこには弁護士が入ったことによって、それが違法な金額だとか妥当でない金額が示されている可能性もあるのかなというふうな、一般的に見ますとですよ、そういうことも伺えられるのではないかなと思いうです。ですからその辺もう一度お願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 弁護士を立ててくださいと町からお願いをして勧めては全くおりません。こちらで請求すべき金額についてお示しをし、その支払いが、検討していただく上で応じるのが難しいような状況がある場合は司法に訴えることもあるので、その際はそちらとしてもしっかり対応していただかなければならないので、弁護士を頼むなどの手続が必要に

なるでしょうと。それも含めてご検討してくださいということをお話はしております。

そして、そういったことからすれば、弁護士費用が町でということは全くございません。あくまでご本人が、ご自分の立場として、司法に出られたときを考えれば、当然ながら法的な根拠に基づいた交渉が出てきますので、そういったことを一定程度見通しを持って先方方にもお話をさせていただいております。

それから、相手方の健康状況などにつきましては、申しわけないんですが詳しくこちらで様子をうかがうなどというところは何も行ってはございません。その都度、議会とかこういう全員協議会などにお出しするたびに、今度は議会に対してこういうふうな場が持たれますのでご了承くださいというようなご連絡はその都度いたしております。3回の全員協議会を行っていますので、その都度事前にはお話をしております。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 この申し入れ、①から⑦の件にと委員長の発言ですけれども、1つだけいいですか。ここに示された額、1,928万2,378円という額、新聞にも載りました。この額。この額が決定したときにもここで議論されましたけれども、本人だけがこの額を背負ってしまうというところ、この前の委員会でも議論されましたけれども、あっているのかというところがいまだに疑問が残るわけなんですけれども、そういうことが今後不祥事なんかあった場合、1人の担当の責任にさせていくのか、今後、それぞれ事案が違ふと思えますけれども、そういう点はどのような認識でいるのか。今後のことにも響きますので。これでいいと思っているのかどうかお伺いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今回の件は、これまでも何度もこういった場においてご説明をし、ご検討をいただいておりますけれども、今ご質問をいただいたいわけゆる職員が行う職務上の責任というようなご質問にお答えするとすれば、非常にケースがそれぞれその都度内容的なものが当然変わってくるでしょうから、一概にどのようにという表現の中では説明は難しいと思います。我々の立場とすれば、二度とこういったことがないようにということで徹底を進め、事故を起こさないようにということで全力で取り組むことしかないんだろうと思います。

そんな中で、万が一にも起きてくれば、それは一つ一つ真摯に問題についての責任というものは考えていかなければならないんだと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。千葉委員。

○千葉伸孝委員 何点か質問させてください。

私はこの問題が発生した時点から、損害賠償ということで本人に千百数十万円というお金を払っていただくという方向で町は進めていて、弁護士を立てて今今後どうしたらいいかということで議論しているわけなんです、相手方の弁護士とすれば、やっぱりこれまでのこの問題発生時に問題があったということで、その辺を多分裁判に持ち込まれた場合に追及してくると思うんです。こちら側にそういった問題提議された場合に、対処方法というのは弁護士さんが考えるのか町長が考えていくのか、その辺一つ聞かせてください。

あと、本会議場で私も弁護士費用ということで総務課長のお答えいただいたんですが、年間250万円ぐらいかかると。そして今7回目、いろいろと町側の弁護士がかかわって、いろいろこの問題解決のために動いていると思うんです。これが今後また裁判という膨大なお金がこの問題に関しての弁護士の相談費用としてかかるような気がするんですよ。多分、これは最後までなかなか終わらなくて、今後、今7回としても、これが10回、20回、30回というような形になったときに、町の出費としてこの2,100万を超える可能性はないのか。そういったことを最初に2点お聞きします。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 裁判という場になれば、それぞれの立場を擁護する形で弁護士が議論あるいは訴えを行いますので、当然ながら先方とすればなるべく支出を抑えるための努力をされると思います。そういったことへの受け答えという部分については、こちらも弁護士をもって対応をしていくというようなことになろうと思っております。

それから、弁護士の費用につきましては、ご案内のとおり、これまで顧問弁護士という形で契約しております弁護士事務所にこちらとしてはお願いをしておりますので、一定程度顧問料の中での対応いただけるものというのが日常起き得るさまざまな問題への相談程度ですので、今回のような個別の事案が出てきますと、改めて弁護士費用がかかってまいりますけれども、具体的な金額等については弁護士事務所との協議によって定めるということになりますので、具体的な金額で申し上げられるものはございません。

今、せめて申し上げられるとすれば、訴えを起こすとなれば訴訟費用がかかります。それは印紙代として8万円ほどかかる見通しとなっております。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 町としてこの裁判で勝てるというような方向でもって進んでいるのかと思うんですけれども、なかなか裁判はしてみないとわからないという経緯があります。そういった

中で、町側が負けた場合に相手側の弁護士費用は町が持つというのが普通の裁判の形態ではそういったことがあると思うんですが、その辺も把握の上でとにかく裁判と。私の考えを言えば、基本的に今後も膨らんでいき、この問題をずるずるとあと2年、3年と引っ張るよりも、ある程度町側の妥協も私は必要だと思います。この問題はあんまり複雑過ぎて、町からの報告書の中でもあんな分厚い国と県と町の書類のやりとり、そういった中の説明を受けてもなかなかその辺私は理解できなかったんですが、双方の弁護士さんがその文書の中で非がある部分というのを追及してくると思うんです。そのときには総務課長、そして総務課の係長たちが、法令に関しても詳しいからその人たちがその弁護士のためにその裁判に立ち会ったりとか、そういった無駄なこともしなければならないというような状況が私は発生してくると思うんです。だから、この問題、本当に大変な震災復興の中で町の汚点とも言える大変な問題だと思うんです。あと1年で終わるというときに、震災復興が終わってもそれが終わらないというような状況が今後も想定されます。そういった中で、この10年で町長は震災復興から立ち直るということは、震災復興のための問題としてこれが発生しました。できれば町長には、復興10年、完遂すると言うならば、この問題もあと残された1年間、この中でなんとか町が妥協してもこの問題は片づけていただきたい、そういった考えを私は持ちますが、副町長、どうでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 委員の考えは今お聞きいたしました、これについては今後司法に委ねられるということになりますので、1年以内で解決できるかできないかということは私の口からお答えできないということになります。

○委員長（菅原辰雄君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 努力をしてほしいと。努力というのは結果が伴わないと努力には私はならないと思うんです。まして自治体、南三陸町という町として、やっぱりその辺は、一時期でも町のために身を粉にして働いた職員が今悩んでいる中で、それを町長、副町長がやっぱり責任を持って退職された後の処遇も考え、立場も考えながら、体調も考えながらやっぱりできればいいほしい。そして、ちょっとこれは余談になるんですが、やっぱり若い人たちがやめているんじゃないかというような、きのうなんですけれども町民からの声もありました。だからこういった事案がますます続くと、若い人たちがなかなか南三陸町の役場には入りたくないというような逆の悪いイメージが伝わっていくと思うので、この辺何とか、あと1年頑張らなくて、弁護士さんも会議を重ねて、相手の弁護士さんにある程度妥協しても私はこの問題

は早く解決すべきだと思います。

副町長、ひとつよろしく申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 先ほど申し上げましたとおり、今後は司法に委ねられるという形になります。ただ、町としても問題そのものをいつまでもずるずると引きずると、そういう気持ちはございませんので、弁護士さんを通してその旨はちゃんとお伝えしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 この問題、昨年の4月1日からいろいろ双方とやりとりして、それで5月24日に請求したと、1,928万。6月28日までにとりするようなことで請求したんでしょう。までに支払ってくれということだね。それで、次の説明では本人はこれを了承した、受けたということなんだろう。わかりましたということなんだろう。それで、受けたものの、26日に弁済方法の協議があったと。支払方法でしょう。どんな形で支払うのかというような協議だったと思うんですが、この内容を聞かせてもらえるかな。どういう形で支払うようになったか、協議したのか。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） その件については、法令の補佐のほうから説明させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 補佐、お願いします。

○総務課課長補佐兼総務法令係長（岩淵武久君） ご苦労さまでございます。

ただいまご質問いただいた部分でございますが、5月24日、相手方に対して請求書を、1,928万2,378円、そういった形で送付をさせていただいている。当然その前段階として、相手方のほうから正式な請求をいただきたいというお話もございましたので、これまでご審議等いただいております額に基づきまして、町としては請求書を発行させていただいたということになります。

なお、その後、当然請求書はご本人に到着してございますので、その金額自体、先ほど総務課長も申し上げましたけれども、納得しかねる部分があるといった前提と、またその上で、納得しかねる部分があるといった上で額等についても協議をさせていただきたいといった趣旨の連絡が相手方からなされたといったものになります。

請求書は間違いなく受理をされておると思います。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 そうすると、支払い方法だけではなくて額も納得いかないからということで協議させてくれということね。そういう流れなのね。いずれにしても、双方弁護士を立てているわけだから、弁護士同士の話で折り合いがつかなければ、やはりその場、適当な場に持ち込まれることになるんだろうから、それは今こういう場に行って後戻りするようなわけにもならないところだと思うので、粛々と進めていくべきかなと、そんな感じです。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。今野委員。

○今野雄紀委員 私も何点か伺いたいと思います。

去年の2月にもらった弁護士さんの意見書なんですけれども、それには7,572万の損害で、先ほど説明あった1,928万の賠償ということで、それで、意見書には、私腹を肥やす目的で行われたものではなく、何ら利益を得ていない個人への賠償は酷に感じるという、そういう意見書が出ています。そしてさらに事務担当の管理監督者に対しては、損害発生についての故意、重大な過失は認められないということで、この意見書には、管理監督者に対する賠償は請求できないという顧問弁護士さんの意見書が提出されたわけなんですけれども、それに準じてこのような請求を行っていたと思うんですけれども、そこで伺いたいのは、3点ほど、これは顧問弁護士さんの意見書から割り出した損害の金額なので、この請求額の、今さらとっては何なんですけれども、見直しはできるのかできないのか。2点目として、何度か相手方と協議をしたということで、先ほど前委員も質問したように、払い方とか金額に対してなんですけれども、それで、その協議の中で相手方から払える金額の提示というかそういうものはあったのかなかったのか、その点2点。そして最後、臨時会でもあれするみたいなんですけれども、今度はそれぞれの立場で、弁護士さん、裁判ということになると思うんですけれども、そうした場合に、あるかないか、ないほうを祈るんですけれども、負けた場合、そういったときには当然管理監督者への責任も生じるんじゃないかと思うんですけれども、その点の覚悟といたらおかしいですけれども、見込み等を伺っておきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 請求額を見直すということができないのかということなんですけれども、そもそも請求額は損失全体に占める割合をどの程度に考えるべきかということ、非常に難しい問題を一般的な知識のない方での決め方というのも無理ですので、そこはこれまでの判例などをよく知っておられる弁護士の方に前例をもとに判断をしてもらって、町としてどれぐらいが妥当なのかという線を出していただいて、それをお諮りしながら決定したということとあります。ですから、請求額を見直すならば見直すための考え方をどのようにしてつく

るかということになるわけで、それはやはり専門の弁護士さんの力をかりる以外にありませんので、委員ご説明の中にもありましたが、こちらの弁護士も、表現の中で、今回は4分の1程度を示しておられて、これ以上の請求をするのはさすがに酷だろうというような表現をされておりました。そういうことであれば、裁判に行けばそれを下回るような決定になることも、こちら側の弁護士さん自身の表現の中にもあり得ることとして表現されております。それを承知の上で、どういう方法で決定をすべきか、町として、いわゆる正義としてどういうふうな結論を出すのが正しいのかということを考える手段として、これまでとってきた方法で決めた金額でありますので、金額の多寡の判断につきましては、この上は裁判にお任せするしかないんだろうというふうに思っております。

それから、支払いを向こう方としてできる金額というのはお示しいただいております。ただ、あくまで今後こういった係争ということになっていきますので、そういった場で金額については改めて示されるものでありますので、この場において具体の金額をお示しするということは望ましくないものと判断しております。

それから、管理監督者の責任というお話ございましたが、以前のこういった場においてお話ししておりますが、管理監督責任につきましても、職員の処分において責任を問うております。

経済的な問題になるかどうかという部分については、改めて、例えば司法にまた訴えるなどというようなことが出てくればですが、その際に私のほうからもご説明で申し上げておりましたが、いわゆる故意に近いような悪質な性質を持っているものでない限りにおいては、個人責任についての追及はその職員の処分をもってとどめたい。しかし、こちらの職員に係る部分については、正常な判断という部分もできていてやってしまっている部分もあることからすれば、損害賠償を求めざるを得ないだろうという判断をお示しさせていただいておりますので、改めて申し上げさせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今課長より説明があったんですけども、結局、請求額の見直しは見直さないということで。

第2点目なんですけれども、相手に払える金額、提示になっているんですけども、国会答弁にもあるように、今係争中なのでこの事案に関しては無理だと、そこはわかりました。そこで伺いたいのは、先ほどの課長の説明からもあったように、この法律事務所は町のあらゆる訴訟、問題が起きたときの顧問弁護士という説明がありました。そこで伺いたいのは、町として、できれば裁判に入る前なんですけれども、顧問弁護士ではなくて町で新たに専門の、

こういった事例の専門の弁護士に意見書というかそういうのを求める必要はないのか。それによって顧問弁護士の請求額が、こういった形ですけれども、専門の弁護士だったら別のセカンドオピニオンみたいな形をとる必要もあるんじゃないかと思うんですけれども、そういったことは必要がないと感じているのか、このまま裁判に突入するような状況なのか伺っておきます。

最後、それぞれというか、裁判になった場合なんですけれども、やはり今回の事件の原因というのが多分究明されていくのが裁判だと思います。何度も繰り返しますけれども、例えば着服とかそういう目的だったらいっぱいわかりやすいと思うんですけれども、そうでない部分でこういった事件が起きたということは、多分原因は根が深いというか、もっと大きいものじゃないかななんて私は個人的に思っているんですけれども、そういった部分も裁判で明らかになっていく場合に、やはり町としては、私先ほど言ったようなセカンドオピニオンみたいなやつもあって、なるべく行かないような方向にしたほうが今後の町としても、先ほどの委員が言ったような、下で働いている職員の士気というか何かに関しても大分いい効果が出ると思うんですけれども、その点再考できるかどうか確認させていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 弁護士のセカンドオピニオンというような表現ですけれども、こちらで顧問弁護士を選定する場合に、世間一般にはいろんな事例があるわけですけれども、そんな中でもとりわけ行政の事案について専門的に、事務所として非常に取り扱いの経験の豊富な事務所でなければ今おっしゃるようなさまざまな行政上の判断というものは難しいだろうということから選定をさせていただいております。こちらでお願いし得る範囲においては、今お願いしているところの先生は非常にそういった経験をお持ちの方ということになりますので、その上でお出ししている、先生からのお答えを皆様にお伝えしてご審議をいただいております。

さまざまな原因が考えられるのではないかという部分につきましては、当然ながら公平な判断を司法が行うものと思いますので、そういった場において改めて判断が出るものだというふうに思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

当局にはこれをもってご退席いただきたいと思います。ご苦労さまでした。

ただいまの当局の説明では、3月27日招集予定の臨時会において、訴えの提起に係る議案を

付議する可能性があるということでございましたので、その際には、委員各位におかれましては、これまでの調査内容を踏まえ、慎重かつ円滑な議案審査に臨まれるようお願いいたします。

お諮りいたします。次回の特別委員会の開催は、議長、正副委員長に一任いただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。よって、次回の会議はそのように取り進めることといたします。

その他、委員から特別委員会についてご意見があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、以上で消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時51分 閉会